| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 |
| 　１　各施設についての結果・意見 |
| 　 (1)　近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘 |
| 【意見１】一者応募と公募・非公募の選択【教育委員会】 | 　近つ飛鳥では、指定管理者制度を導入した平成18年度以後、４回の公募を行っているが、いずれも一者応募で、公益財団法人大阪府文化財センター又は同センターが代表者となった共同事業体が指定管理者となっており、実質的には同一の指定管理者が継続している。大阪府では、公募を継続する場合、競争性を発揮する方法及び他の事業者が参入しやすい環境を検討すべきである。また、公募に価値がないと判断するなら、指定管理者によるサービスの維持・向上を促す方策を検討のうえ非公募にすることも検討すべきである。 | 　競争性を確保した上で、より充実した府民サービスの提供及び経費節減を達成できるよう引き続き取り組む。 |
| 【意見２】所管課と指定管理者が会議を開催した場合の議事録作成【教育委員会】 | 　所管課と指定管理者は、毎月１回、定期的に指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、協議結果につき議事録を作成していない。大阪府は指定管理者との会議を開催した場合には議事録を作成すべきである。 | 　平成30年２月の会議から議事録を作成している。 |
| 　 (2)　スポーツ施設 |
| 　　　ア　体育会館（エディオンアリーナ大阪） |
| 【意見３】一者応募【教育委員会】 | 　体育会館では、平成22年度及び平成27年度に実施した指定管理者の公募において、応募者はいずれも一者であった。大阪府は、現地説明会に参加した企業にヒアリングするなどして応募者を増やし、競争性のある募集手続にすることを検討されたい。 | 　門真スポーツセンターで先行的に実施するサウンディング調査の結果も踏まえ、体育会館の募集要項を新規応募しやすく競争性のある内容となるよう検討する。　また、必要に応じて、体育会館でもサウンディング調査やヒアリングの実施を検討する。 |
| 【意見４】所管課と指定管理者が会議を開催した場合の議事録作成【教育委員会】 | 　所管課と指定管理者は、四半期ごとに指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、議事録は作成していない。大阪府は、会議を開催した場合、協議結果につき議事録を作成すべきである。 | 　平成30年度から会議を開催した際は、議事録を作成している。 |
| 【意見５】本部経費【教育委員会】 | 　大阪府は、指定管理者に対し、年度報告において本社人件費の明細を求め、その額が指定管理者が応募に際して提出した指定管理者指定申請書で提案した額と同一であるかを確認されたい。 | 　年度報告時に本社人件費の明細を求め、その額が指定管理者指定申請書で提案した額と同一であることを確認する。 |
| 【意見６】会議室等の利用の促進【教育委員会】 | 　指定管理者は、体育会館の会議室や多目的ホールの利用率を上げるため、稼働率の低い時間帯につき利用料金額を下げるなどして、稼働率を上げる方法を検討されたい。 | 　稼働率を上げるため、指定管理者において実施している自主事業の内容（ヨガ教室など）の見直し（人気のある教室の拡充や不人気教室の縮小など）を行うよう協議した。 |
| 【意見７】暴力団利用者の排除【教育委員会】 | 　大阪府は、体育会館における暴力団排除の姿勢を明確にするため、利用申込書に暴力団排除の姿勢をより明確に打ち出す記載を行うことが可能となるように、大阪府立体育会館条例施行規則を改正すべきである。 | 　体育会館における暴力団排除の姿勢を明確にするため、利用申込時に暴力団排除に関する内容を記載した文書に署名を求めている。 |
| 【意見８】再委託契約の締結時期【教育委員会】 | 　指定管理者は、新たに指定管理者として指定を受けた場合は、再委託先との間で新たな再委託契約を締結すべきである。 | 　新たに指定管理者を指定した場合は、左記意見のとおり、再委託先との間で再委託契約を締結する。 |
| 　　　イ　門真スポーツセンター（東和薬品ＲＡＣＴＡＢドーム） |
| 【意見９】一者応募【教育委員会】 | 　門真ＳＣでは、指定管理者の公募に際し一者応募が続いており、また現地説明会に参加する企業も１団体であって、競争性に欠けていることから、大阪府は、類似施設の指定管理者などに新規応募につき障害となっている点をヒアリングするなどして、募集要項に反映させるべきある。 | 　平成30年度にサウンディング調査を行い、新規応募の障害となっている点について把握し、その内容を募集要項に反映させる。 |
| 【意見10】会議や調査などを実施した場合の記録化【教育委員会】 | １　大阪府と指定管理者は、毎月１回、定期的に指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、議事録は作成されていない。大阪府は、会議を開催した場合は、協議結果につき議事録を作成すべきである２　大阪府は、施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類を確認など行っているが、その場合、調査、確認内容等を報告書などの形で記録化すべきである。 | １　平成30年度から会議を開催した際は、議事録を作成している。２　施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類の確認などを行った際は、その結果を報告書という形で記録する。 |
| 【意見11】キャンセル料【教育委員会】 | 　本施設では、利用料金徴収前に利用の取消しがなされた場合、指定管理者がキャンセル料を徴求しているが、大阪府は、その可否及び法的根拠について検討すべきである。 | 　キャンセル料は、施設の利用対価たる利用料金とは異なり、利用者都合により施設利用が中止されることに伴い生ずる損害賠償の性質を有するものであり、民法に基づく損害賠償額の予定である。 |
| 【意見12】指定管理者の貸与物品の確認【教育委員会】 | 　大阪府は、指定管理者への貸与物品が多種、大量に存する施設については、貸与物品の管理及び確認方法を検討されたい。 | 　大阪府の備品管理ルールを徹底するとともに、府所有の備品と指定管理者所有の備品を区別して管理するなど、適正な管理を図る。 |
| 【意見13】再委託契約の締結時期【教育委員会】 | 　指定管理者は、公募により新たに指定管理者となった場合は、再委託契約については新たな契約を締結すべきである。 | 　新たに指定管理者を指定した場合は、左記意見のとおり、再委託先との間で再委託契約を締結する。 |
| 　　　ウ　臨海スポーツセンター |
| 【意見14】一者応募【教育委員会】 | 　臨海ＳＣでは、指定管理者の公募に際し一者応募が続いており、また現地説明会に参加する企業も１団体であって、競争性に欠けていることから、大阪府は、類似施設の指定管理者などに新規応募につき障害となっている点をヒアリングなどして、募集要項に反映させるべきある。 | 　門真スポーツセンターで先行的に実施するサウンディング調査の結果も踏まえ、臨海スポーツセンターの募集要項を新規応募しやすく競争性のある内容となるよう検討する。　また、必要に応じて、臨海スポーツセンターでもサウンディング調査やヒアリングの実施を検討する。 |
| 【意見15】納付金の参考価格【教育委員会】 | 　大阪府は、指定管理者の公募時の納付金の参考価格を定める際、施設の実情を反映した適正な価格とするよう検討されたい。 | 　現時点で赤字施設であることも考慮して、適正な納付金の参考価格となるよう検討する。 |
| 【意見16】調査などを実施した場合の記録化【教育委員会】 | 　大阪府は、施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類の確認など行っているが、その場合、調査、確認内容等を報告書などの形で記録化すべきである。 | 　施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類の確認などを行った際は、その結果を報告書という形で記録する。 |
| 【意見17】本部経費【教育委員会】 | 　大阪府は、指定管理者から本部経費の算出方法につき説明を受け、その妥当性を検討すべきである。 | 　年度報告時に指定管理者から本部経費の算出方法について説明を受け、その妥当性を検討する。 |
| 【意見18】キャンセル料【教育委員会】 | 　本施設では、利用料金徴収前に利用の取消しがなされた場合、指定管理者がキャンセル料を徴求しているが、大阪府は、その可否及び法的根拠について検討すべきである。 | 　キャンセル料は、施設の利用対価たる利用料金とは異なり、利用者都合により施設利用が中止されることに伴い生ずる損害賠償の性質を有するものであり、民法に基づく損害賠償額の予定である。 |
| 　　　エ　３施設共通（体育会館、門真ＳＣ、臨海ＳＣ） |
| 【意見19】開館日、開館時間に関する民間による柔軟な運営【教育委員会】 | 　大阪府は、民間による柔軟な運営をさせるため、臨時に、閉館日を開館日とすること、開館時間を早めること、閉館時間を延長することについては、大阪府の承認を不要とし、「指定管理者が相当と認めるとき」は行うことができるとの規則改正を検討されたい。 | 　地方自治法第244条の２において、指定管理者が施設管理を行う際には、指定管理者が行う「管理の基準」を条例で定めるものとされている。　また、「管理の基準」には、休館日や開館時間の設定も含まれており、これらは指定管理者に行わせることはできず、地方公共団体が設置者として行うべき事項と解釈されているため、大阪府の承認が必要という現状は妥当である。 |
| 【意見20】利用申込日に関する規則の改正及び周知【教育委員会】 | １　体育会館、臨海ＳＣ及び門真ＳＣの利用申込みは、各規則上は、利用日の２か月前までを原則とし、特別の理由があると認めるときはこの限りではない、とされている（各規則第４条第１項）。しかし、各施設では支障が生じない限り２か月前までの申込みでなくても利用承認を行っており、規則と実務には齟齬が生じている。大阪府は規則を実務に合わせるように改正すべきである。２　体育会館及び門真ＳＣでは、２か月前までの申込みでなくても利用承認をしていることにつきホームページ上で公開していない。体育会館及び門真ＳＣの指定管理者は上記取扱いをホームページにおいて公開すべきである。 | １　利用日の２か月前に申込み期限を設定している理由は、利用者との調整期間を確保し、利用者が満足する施設利用をしていただくためである。この調整期間を確保するために、利用日の２か月前までの申込みは守る必要がある。　　ただし、利用に支障がない場合のみ、特別の理由があると認めることから、利用日の２か月以内の申込みについて利用承認を行っている。２　体育会館及び門真スポーツセンターにおいても、利用日の２か月以内の申込みの取扱いをホームページで公開すること（「２か月以内の申込みを希望する場合は、お問い合わせください」という趣旨を表示）を指定管理者と協議し、合意した。 |
| 【意見21】評価委員会の活性化【教育委員会】 | 　大阪府は、年２回開催されている大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会において、委員からの積極的かつ有意義な発言を促す工夫をすべきである。 | 　委員からの積極的かつ有意義な発言を促すため、資料の内容を事前に説明し、各委員に意見を持っていただいた状態で評価委員会に臨んでいただく。 |
| 　 (3)　少年自然の家 |
| 【意見22】本部経費の明確化【教育委員会】 | 　指定管理者は、本部経費の金額、本部経費の計算方法及び本部経費を収支報告書のどの費目に計上したのか等が明らかとなるよう収支報告書を作成すべきである。 | 　平成31年度以降、本部経費の収支を明記した収支計画書及び報告書を提出するよう指定管理者へ指示をした。 |
| 【意見23】民間による柔軟な運営【教育委員会】 | 　大阪府と指定管理者は、条例によって「日帰り」「宿泊」という利用形態の区分がされている場合であっても、協議により、「日帰り」「宿泊」の時間を季節に応じて柔軟に変更し、利用者サービスの向上を図ることを検討すべきである。 | 　利用者サービスの向上のため、平成30年７月から、「日帰り」利用の取扱いを「10時～17時」から「10時～20時」に延長した。 |
| 【意見24】貸与物品管理（確認方法）【教育委員会】 | 　指定管理者は、貸与物品の有無をチェックする際は、物品の有無確認欄がある備品一覧表を用いるべきである。 | 　貸与物品の有無をチェックする際には、有無確認欄がある備品一覧表を用いるよう指定管理者へ指示をした。 |
| 【意見25】再委託における主要な業務【教育委員会】 | 　大阪府は、当該施設における主要な業務がどのような業務を指すのかについて、あらかじめ所管課としての見解を指定管理者に対して示した上で、指定管理者と共通認識を持つべきである。 | 　当該施設における主要な業務の範囲については、指摘のとおり認識を共有した。 |
| 　 (4)　中央図書館 |
| 【意見26】基本情報の数値に誤りがあった場合の所管課の対応【教育委員会】 | 　大阪府は、基本情報に掲載された数値に誤りを見つけた場合、速やかに、基本情報の担当部署である行政経営課に対して、数値の修正を求めるべきである。 | 　指摘があった数値の誤りについて、行政経営課に依頼をし是正を行った。 |
| 【意見27】共同事業体間の会議の議事録の作成【教育委員会】 | 　指定管理者は、共同事業体の構成団体間における会議の議事録を作成すべきである。 | 　共同事業体の構成団体間における会議の協議結果について議事録を作成するよう指定管理者に依頼した。 |
| 【意見28】本部経費【教育委員会】 | １　指定管理者は、本部経費の金額、本部経費の計算方法、本部経費を収支報告書のどの費目にあげたのか等が明らかとなる内容の収支報告書を作成すべきである。２　指定管理者は、本部経費の金額を事前に決めていたのであれば、指定管理者の収入の多寡により本部経費の額を増減させるべきではない。３　大阪府は、指定管理者の本部経費の金額、本部経費の計算方法、本部経費を収支報告書のどの費目にあげたのか等を正確に把握すべきである。 | １　収支計画提出時に、本部経費をどの項目に計上したかについて指定管理者に明らかにするよう求めていく。２　本部経費算定の考え方及び計算方法について指定管理者に明らかにするよう求めていく。３　大阪府として本部経費算定の考え方を把握すべきと考え、収支計画提出時に、本部経費をどの費目に計上したかについて指定管理者に明らかにするよう求めていく。 |
| 【意見29】民間による柔軟な運営【教育委員会】 | 　ホール附帯設備の利用料金について、条例の別表では利用時間ごとの料金区分が設定されていなくとも、指定管理者は、所管課との協議を経た上で、大阪府からの承認を得て、条例の別表の範囲内で、利用時間ごとの料金区分をして、利用者が利用しやすいような柔軟な運営に努めるべきである。 | 　料金・時間の変更については、大阪府と指定管理者で協議を進めている。 |
| 【意見30】貸与物品管理（所管課）【教育委員会】 | 　大阪府は、建築予算や設備予算で購入した物品のうち、建物に備え付けられておらず設備に該当しない物品を指定管理者に対して貸与する場合、上記物品を貸与物品リストに追加すべきである。 | 　大阪府の備品管理ルールに基づいた貸与物品リストを作成し、府所有の備品と指定管理者所有の備品を区別して管理できるよう、適正な管理を図る。 |
| 【意見31】再委託業者の選定【教育委員会】 | 　大阪府は、今後、指定管理者によるカフェスペースの運営実態が、大阪府による事前の承諾が必要な場合であるか否かを事前に検討すべきである。 | 　当該カフェスペースの運営については、大阪府による事前の承諾が必要な場合であり、今後、このような場合については、事前に検討することとした。 |
| 【意見32】再委託の範囲の確認、暴力団等でないことの誓約書のひな形【教育委員会】 | 　大阪府及び指定管理者は、暴力団等でないことの誓約書の徴求及び大阪府の承諾が必要とされる主要な業務の範囲について事前に共通認識を有しておくべきである。 | 　当該施設における主要な業務の範囲については、指摘のとおり認識を共有した。 |